【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する特例）

**第十六条の十八**　法第四十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十六条の三第一項並びに法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用する法第四十七条の二及び第四十八条の二第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人若しくは外国に住所を有する個人である金融商品取引業者又は外国法人である登録金融機関が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度（法第四十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、当該規定により読み替えられた法第四十六条の三第一項に規定する期間）経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する特例）

**第十六条の十八**　法第四十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十六条の三第一項並びに法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用する法第四十七条の二及び第四十八条の二第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人若しくは外国に住所を有する個人である金融商品取引業者又は外国法人である登録金融機関が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度（法第四十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、当該規定により読み替えられた法第四十六条の三第一項に規定する期間）経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（改正前）

（新設）